

発電設備系統連系サービス要綱

令和 7 年 4 月 1 日実施

北海道電力ネットワーク株式会社

目 次

I 総 則

1 適 用	1
2 要 綱 の 変 更	1
3 定 義	1
4 単位および端数処理	2
5 実 施 細 目	2

II 契約の申込み

6 連系契約の申込み	3
7 契約の成立および契約期間	4
8 発 電 場 所	4
9 契 約 の 単 位	4
10 連系サービスの開始	4
11 電気方式、電圧および周波数	5
12 技術要件等の遵守	5
13 連系契約書の作成	5

III 料 金

14 料 金	6
15 料金の適用開始の時期	6
16 料金の算定期間	6
17 料 金 の 算 定	7
18 支払義務の発生および支払期日	7
19 料金その他の支払方法	7
20 保 証 金	8

IV 連系サービス

21 発電場所への立入りによる業務の実施	9
22 連系サービスにともなうお客さまの協力	9
23 連系サービスの停止	9

24	連系サービス停止の解除	10
25	停止期間中の料金の算定	10
26	違約金	10
27	連系サービスの中止	11
28	損害賠償の免責	11
29	設備の賠償	11
V 契約の変更および終了		
30	契約の変更および廃止	13
31	解約	13
32	契約消滅後の債権債務関係	13
VI 工事費の負担		
33	工事費負担金	14
34	工事費負担金の申受けおよび精算	14
VII 保安		
35	保安等に対するお客さまの協力	15
VIII その他		
36	発電設備による他の電気の需給	16
37	その他	16
附 則		17

I 総 則

1 適 用

お客さまが発電設備を設置し、発電された電気の全部または一部を自ら使用し、もしくはこれに準ずる場合、または電気事業法第 27 条の 33 の規定にもとづく特定供給を行なう場合で、その発電設備を当社が維持および運用する高圧電線路または特別高圧電線路に電氣的に接続することを希望されるとき料金のその他の連系条件は、この発電設備系統連系サービス要綱（以下「この要綱」といいます。）によります。

2 要 綱 の 変 更

- (1) 当社は、次の場合にはこの要綱を変更することがあります。この場合、契約期間満了前であっても、料金その他の連系条件は、変更後の発電設備系統連系サービス要綱によります。

イ 法令の制定もしくは改廃により、この要綱を変更する必要がある場合

ロ 消費税および地方消費税の税率の変更等のやむをえない要因が生じた場合に、料金を変更するとき

ハ 当社が託送供給等約款（当社が託送供給等約款を変更した場合には、変更後の託送供給等約款によります。）およびその他の連系条件等の変更により、この要綱を変更する必要がある場合

ニ その他、この要綱を変更すべき合理的な事由が生じた場合

- (2) この要綱を変更する場合には、当社は、変更内容をお客さまにお知らせいたします。この場合、電子メールを送信する方法またはインターネット上の当社所定のウェブサイトに掲載する方法等によりお客さまにお知らせすることがあります。

なお、変更とならないその他の事項については、お知らせを省略することがあります。また、法令の制定または改廃にともない当然必要とされる形式的な変更その他契約内容の実質的な変更をとみなさない変更の場合には、当該変更となる事項の概要のみを、電子メールを送信する方法またはインターネット上の当社所定のウェブサイトに掲載する方法等によりお客さまにお知らせいたします。

3 定 義

次の言葉は、この要綱においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

(1) 高 圧

原則として標準電圧 6,000 ボルトの電圧をいいます。

(2) 特 別 高 圧

原則として標準電圧 30,000 ボルト以上の電圧をいいます。

(3) 連 系

発電設備を当社が維持および運用する電線路に電氣的に接続する時点から切り離す時点までの状態をいいます。

(4) 連 系 地 点

発電設備を含むお客さまの電気設備と当社の電線路または引込線との接続点をいいます。

(5) 解 列

発電設備を当社が維持および運用する電線路から電氣的に切り離すことをいいます。

(6) アンシラリーサービス

連系契約にともない、当社が行なう周波数維持等の電力品質維持に係るサービスをいいます。

(7) 発 電 場 所

お客さまが、連系契約の対象となる発電設備により発電を行なう場所をいいます。

(8) 消費税等相当額

消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。なお、アンシラリーサービス料には消費税等相当額を含みます。

4 単位および端数処理

この要綱において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は、次のとおりといたします。

(1) アンシラリーサービス契約容量および発電設備の定格出力の単位は、1 キロワットとし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(2) 料金その他の計算における合計金額の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。

5 実 施 細 目

この要綱の実施上必要な細目的事項は、そのつどお客さまと当社との協議によって定めます。

Ⅱ 契約の申込み

6 連系契約の申込み

- (1) お客さまが新たに発電設備を当社の電線路に電氣的に接続することを希望される場合は、あらかじめこの要綱を承認のうえ、次の事項を明らかにして、申込みをしていただきます。

なお、この場合には、連系されるすべての発電設備を連系契約の対象といたします。

イ 発電場所および連系地点

ロ 連系を希望されるすべての発電設備の型式、製造番号、製造年月日、発電方式、定格出力、用途および系統安定上必要な仕様

ハ 連系地点における電圧

ニ 発電場所内の負荷設備および受電設備

ホ 当社との連系契約以外の電気に係る契約の内容

ヘ 連系サービス開始希望日

ト 連絡体制

チ その他必要な事項

- (2) お客さまが、連系契約の対象となる発電設備の一部を使用し、小売電気事業、一般送配電事業、特定送配電事業、もしくは電気事業法第2条第1項第5号ロにもとづき行なわれる電気の供給（以下「自己等への電気の供給」といいます。）の用に供する電気（当社が行なう託送供給に係る電気に限ります。）を発電される場合、またはお客さまが託送供給に係る電気の供給を受ける場合は、(1)の事項およびお客さまに係る当社との接続供給契約、振替供給契約、発電量調整供給契約その他連系契約以外の契約の内容を明らかにして、申込みをしていただきます。

- (3) 当社は、お客さまの連系契約の申込み内容および当社の供給設備の状況等について検討を行ない、承諾の可否についてお客さまにお知らせいたします。

なお、お客さまが連系契約の対象となる発電設備により小売電気事業、一般送配電事業、特定送配電事業、もしくは自己等への電気の供給の用に供する電気（当社が行なう託送供給に係る電気に限ります。）の発電を希望される場合または当社との電力受給契約を希望される場合には、連系に係る検討に要する費用は、託送供給等約款等に定めるところによるものといたします。

7 契約の成立および契約期間

- (1) 連系契約は、連系契約の申込みを当社が承諾したときに成立いたします。
- (2) 契約期間は、次によります。

イ 契約期間は、連系契約が成立した日から、連系サービス開始日が属する年度（4月1日から翌年の3月31日までの期間をいいます。）の末日までといたします。

ロ 契約期間満了に先だってお客さままたは当社から別段の意思表示がない場合には、連系契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。

8 発電場所

- (1) 当社は、1構内をなすものは1構内を、1建物をなすものは1建物を1発電場所といたします。ただし、集合住宅等の1建物内において、共用部分その他建物の使用上独立している部分がある場合は、その部分を1発電場所とする場合があります。

なお、この場合において、構内とは、さく、へいその他の客観的なしや断物によって明確に区画された区域をいいます。また、建物とは、独立した建物をいいます。

- (2) 隣接する複数の構内の場合で、それぞれの構内において営む事業の相互の関連性が高いときは、(1)にかかわらず、その隣接する複数の構内を1発電場所とすることがあります。
- (3) 道路その他公共の用に供せられる土地（(1)に定める構内または(2)に定める隣接する複数の構内を除きます。）において、街路灯等が設置されている場合は、その設置されている場所を1発電場所といたします。

9 契約の単位

当社は、1発電場所につき1連系契約を結びます。

10 連系サービスの開始

- (1) 当社は、連系契約の申込みを承諾したときには、お客さまと協議のうえ連系サービス開始日を定め、連系準備その他必要な手続きを経たのち、すみやかに連系サービスを開始いたします。
- (2) 当社は、天候、用地交渉、停電交渉等の事情によるやむをえない理由によって、あらかじめ定めた連系サービス開始日に連系サービスを開始できないことが明らかになった場合には、その理由をお知らせし、あらためてお客さまと協議のうえ、連系サービス開始日を定めて連系サービスを開始いたします。

11 電気方式，電圧および周波数

連系地点における電気方式および電圧は，交流 3 相 3 線式高圧または特別高圧とし，周波数は，標準周波数 50 ヘルツといたします。

12 技術要件等の遵守

連系にあたっては，電気設備に関する技術基準，その他の法令等にしたがい，かつ，託送供給等約款別冊に定める系統連系技術要件を遵守して，当社の供給設備の状況等を勘案して技術的に適当と認められる方法によって連系していただきます。

13 連系契約書の作成

当社は，お客さまとの間で，原則として連系サービスの開始前に，連系サービスに関する必要な事項について，連系契約書を作成いたします。

Ⅲ 料 金

14 料 金

(1) 料金は、1月につき次に定めるアンシラリーサービス料といたします。

アンシラリーサービス契約容量	高圧電線路に連系する場合	66 円 00 銭
1 キロワットにつき	特別高圧電線路に連系する場合	66 円 00 銭

(2) アンシラリーサービス契約容量は、特別の事情がない限り、連系契約の対象となる発電設備の個々の定格出力の合計値から次のイ、ロ、またはハに定める値を基準としてお客さまと当社との協議により決定した値を差し引いた値といたします。

イ 接続供給契約または電気需給契約により電気の供給を受ける場合で、お客さまの発電設備の検査、補修または事故により生じた不足電力の補給にあてるための電気の供給をあわせて受けるときは、その契約電力のうち当該補給にあてるための部分

ロ 当社との発電量調整供給契約により小売電気事業、一般送配電事業、特定送配電事業、または自己等への電気の供給の用に供する電気を発電している場合は、その受電電力の年間実績

ハ 当社と電力受給契約を締結している場合は、その受電電力の年間実績

15 料金の適用開始の時期

料金は、連系契約書に記載された連系サービス開始日から適用いたします。ただし、連系準備着手前に連系延期の申入れがあった場合またはお客さまの責めとならない理由によって連系サービスが開始されない場合は、あらためてお客さまと当社との協議によって定めた連系サービス開始日から適用いたします。

16 料金の算定期間

料金の算定期間は、毎月1日から当該月末日までの期間といたします。ただし、連系サービスを開始し、または連系契約が消滅した場合の料金の算定期間は、連系サービス開始日から開始日の属する月の末日までの期間または消滅日の属する月の1日から消滅日の前日までの期間といたします。

17 料 金 の 算 定

- (1) 料金は、次の場合を除き、料金の算定期間を「1 月」として算定いたします。

イ 連系サービスを開始し、再開し、もしくは停止し、または連系契約が消滅した場合
ロ アンシラリーサービス契約容量に変更があった場合

- (2) (1)イまたはロに該当する場合は、次の算式によりアンシラリーサービス料を算定いたします。

$$1 \text{ 月の該当料金} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦 日 数}}$$

- (3) (1)イの場合により日割計算をするときは、日割計算対象日数には開始日および再開日を含み、停止日および消滅日を除きます。

また、(1)ロの場合により日割計算をするときは、変更後の料金は、変更のあった日から適用いたします。

18 支払義務の発生および支払期日

- (1) 料金の支払義務は、料金の算定期間の翌月 1 日に発生いたします。ただし、連系契約が消滅した場合の料金の支払義務は、連系契約の消滅日に発生するものといたします。

- (2) 料金は、支払義務発生日の翌日から起算して 30 日目の日（以下「支払期日」といいます。）までに支払っていただきます。ただし、支払義務発生日の翌日から起算して 30 日目の日が金融機関の休業日の場合の支払期日は翌営業日といたします。

19 料金その他の支払方法

- (1) 料金については毎月、工事費負担金その他についてはそのつど、次により当社が指定した金融機関等を通じて支払っていただきます。

イ お客さまが指定する口座から当社の口座へ毎月継続して料金を振り替える方法を希望される場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。

ロ お客さまが料金を当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合には、当社が指定した様式によっていただきます。

- (2) お客さまが料金を(1)イにより支払われる場合は、料金がお客さまの指定する口座から引き落とされたときに当社に対する支払いがなされたものといたします。また、(1)ロにより支払われる場合は、その金融機関等に払い込まれたときといたします。

- (3) 料金が支払期日までに支払われない場合には、支払期日の翌日から起算して支払いの日に至るまで、料金から消費税等相当額を差し引いた金額に対して、年 10 パーセント

(閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合といたします。)の延滞利息をお客さまから申し受けます。

なお、消費税等相当額の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。

また、延滞利息は、原則として、お客さまが延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払義務が発生する料金とあわせて支払っていただきます。

(4) 料金は、支払義務の発生した順序で支払っていただきます。

(5) 当社は(1)の規定にかかわらず、当該料金を翌月以降の料金とあわせてお支払いいただくことがあります。

20 保 証 金

(1) 当社は、料金の支払いの延滞があったお客さま、または新たに連系サービスを開始し、もしくはアンシラリーサービス契約容量を増加するお客さまから、連系サービスの開始もしくは再開に先だって、または連系サービス継続の条件として、予想月額料金の3月に相当する金額をこえない範囲で保証金を預けていただくことがあります。

(2) 保証金の預かり期間は、2 年以内といたします。

(3) 当社は、連系契約が消滅した場合または支払いの延滞が生じた場合には、保証金をお客さまの支払額に充当することがあります。

(4) 当社は、保証金について利息を付しません。

(5) 当社は、保証金の預かり期間満了前であっても連系契約が消滅した場合には、保証金をお返しいたします。ただし、(3)により支払額に充当した場合は、その残額をお返しいたします。

Ⅳ 連系サービス

21 発電場所への立入りによる業務の実施

当社は、次の業務を実施するため、お客さまの承諾をえてお客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。

なお、お客さまのお求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。

- (1) 連系地点に至るまでの当社の供給設備または発電場所内の当社の電気工作物の設計、施工（取付けおよび取外しを含みます。）、改修または検査
- (2) 35（保安等に対するお客さまの協力）によって必要なお客さまの電気工作物の検査等の業務
- (3) 不正な連系の防止等に必要なお客さまの発電設備またはその他電気工作物の確認または検査
- (4) 23（連系サービスの停止）(4)、30（契約の変更および廃止）(2)または31（解約）により必要な処置
- (5) その他この要綱によって、連系契約の成立、変更もしくは終了等に必要な業務または当社の電気工作物に係る保安の確認に必要な業務

22 連系サービスにともなうお客さまの協力

お客さまが発電設備の連系により他者の電気の使用を妨害し、もしくは妨害するおそれがある場合、または当社もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし、もしくは支障を及ぼすおそれがある場合には、お客さまの負担で、必要な調整装置または保護装置をその発電場所内に施設していただくとともに、とくに必要がある場合には、お客さまの負担で、当社が供給設備を変更いたします。

23 連系サービスの停止

- (1) お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当社は、そのお客さまについて連系サービスを停止することがあります。

なお、この場合には、連系サービス停止の5日前までに予告いたします。

イ お客さまが料金を支払期日を経過してなお支払われない場合

ロ お客さまが他の連系契約（既に消滅しているものを含みます。）によって支払いを要することとなった債務を支払われない場合

ハ この要綱によって支払いを要することとなった料金以外の債務を支払われない場合

- (2) お客さまが次のいずれかに該当し、当社がその旨を警告しても改めない場合には、当社は、そのお客さまについて連系サービスを停止することがあります。

イ 連系された発電設備の更新について申込みをなされない等、料金の支払いを不正に免れた場合

ロ 電気工作物の改変等によって不正に連系された場合

ハ 当社との接続供給契約、振替供給契約、発電量調整供給契約または電気需給契約その他のにより、接続供給、振替供給、発電量調整供給または電気の供給その他を停止する場合

ニ 21（発電場所への立入りによる業務の実施）に反して、当社の係員の立入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否された場合

ホ 22（連系サービスにともなうお客さまの協力）によって必要となる措置を講じられない場合

- (3) お客さまがその他この要綱に反した場合には、当社は、そのお客さまについて連系サービスを停止することがあります。

- (4) (1)から(3)によって連系サービスを停止する場合には、当社は、当社の供給設備またはお客さまの電気設備において、連系サービス停止のための適当な処置を行ないます。
なお、この場合には、必要に応じてお客さまに協力をしていただきます。

24 連系サービス停止の解除

23（連系サービスの停止）によって連系サービスを停止した場合で、お客さまがその理由となった事実を解消し、かつ、その事実にともない当社に対して支払いを要することとなった債務を支払われたときには、当社は、すみやかに連系サービスを再開いたします。

25 停止期間中の料金の算定

23（連系サービスの停止）によって連系サービスを停止した場合には、その停止期間中については、17（料金の算定）(2)に準じて日割計算をして、料金を算定いたします。

26 違 約 金

- (1) お客さまが、23（連系サービスの停止）(2)イまたはロに該当し、そのために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、当社は、その免れた金額の3倍に相当する金額を、違約金として申し受けます。

- (2) (1)の免れた金額は、この要綱に定められた連系条件にもとづいて算定された金額と、不正な連系方法にもとづいて算定された金額との差額といたします。
- (3) 不正に連系した期間が確認できない場合は、6月以内で当社が決定した期間といたします。

27 連系サービスの中止

- (1) 当社は、次の場合には、連系サービスを中止することがあります。
 - イ 当社との接続供給契約、振替供給契約、発電量調整供給契約または電気需給契約その他により、接続供給、振替供給、発電量調整供給または電気の供給その他を中止する場合
 - ロ 保安上必要がある場合
- (2) (1)の場合には、当社は、あらかじめその旨をお客さまにお知らせいたします。ただし、緊急やむをえない場合は、この限りではありません。
- (3) 当社は、(1)に伴う料金の減額は行ないません。

28 損害賠償の免責

- (1) 10（連系サービスの開始）(2)によって連系サービス開始日を変更した場合または 27（連系サービスの中止）(1)によって連系サービスを中止した場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (2) 23（連系サービスの停止）によって連系サービスを停止した場合または 31（解約）によって連系契約を解約した場合には、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (3) 当社に故意または過失がある場合を除き、当社は、お客さまが漏電その他の事故により受けた損害について賠償の責めを負いません。

29 設 備 の 賠 償

お客さまが故意または過失によって、発電場所内の当社の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失した場合は、その設備について次の金額を賠償していただきます。

- (1) 修理可能の場合
修理費
- (2) 亡失または修理不可能の場合

帳簿価額と取替工費との合計額

V 契約の変更および終了

30 契約の変更および廃止

- (1) お客さまが、発電設備の更新等にもない連系契約の変更を希望される場合は、Ⅱ（契約の申込み）に定める新たに連系契約を希望される場合に準ずるものといたします。
- (2) お客さまが連系契約を廃止しようとする場合は、あらかじめその廃止期日を定めて、当社に通知していただきます。この場合、当社は、原則として、お客さまから通知された廃止期日に、当社の供給設備またはお客さまの電気設備において、連系サービスを終了させるための適当な処置を行ないます。

なお、この場合には、必要に応じてお客さまに協力していただきます。

- (3) 連系契約は、31（解約）および次の場合を除き、お客さまが当社に通知された廃止期日に消滅いたします。

イ 当社がお客さまの廃止通知を廃止期日の翌日以降に受けた場合は、通知を受けた日に連系契約が消滅したものといたします。

ロ 当社の責めとならない理由（非常変災等の場合を除きます。）により連系サービスを終了させるための処置ができない場合は、連系契約は連系サービスを終了させるための処置が可能となった日に消滅するものといたします。

31 解 約

23（連系サービスの停止）によって連系サービスを停止されたお客さまが当社の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合には、当社は、当該連系契約を解約することがあります。

なお、この場合には、その旨をお客さまにお知らせいたします。

32 契約消滅後の債権債務関係

連系契約期間中の料金その他の債権債務は、連系契約の消滅によっては消滅いたしません。

VI 工事費の負担

33 工事費負担金

連系サービスの開始または連系契約の変更にともない当社の供給設備を新たに施設または変更する場合は、当社は、その工事費の全額を工事費負担金として申し受けます。この場合には、工事費は、工事費負担金の対象となる当社の供給設備の工事に要する材料費、工費および諸掛り等の合計額といたします。

なお、お客さまが当社と接続供給契約、振替供給契約、発電量調整供給契約または電気需給契約その他に属している場合は、その契約の定めるところによるものといたします。

34 工事費負担金の申受けおよび精算

- (1) 当社は、工事費負担金を原則として工事着手前に申し受けます。
- (2) 当社は、設計の変更、材料費の単価の変動等によって工事費負担金に差異が生じた場合は、工事完成后すみやかに精算いたします。

Ⅶ 保 安

35 保安等に対するお客さまの協力

- (1) 次の場合には、お客さまからすみやかにその旨を当社に通知していただきます。この場合には、当社は、ただちに適切な処置をいたします。
- イ お客さまが、連系地点に至る当社の供給設備に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合
- ロ お客さまが、お客さまの電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり、それが当社の供給設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合
- (2) お客さまが、当社の供給設備に直接影響を及ぼすような物件の設置、変更または修繕工事をされる場合は、あらかじめその内容を当社に通知していただきます。また、物件の設置、変更または修繕工事をされた後、その物件が当社の供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合には、すみやかにその内容を当社に通知していただきます。これらの場合において、保安上とくに必要があるときには、当社は、お客さまにその内容の変更をしていただくことがあります。
- (3) 当社は必要に応じて連系開始に先立ち、受電電力をしゃ断する開閉器の操作方法等について、お客さまと協議を行ないます。

VIII そ の 他

36 発電設備による他の電気の需給

お客さまが，連系された発電設備により接続供給，振替供給，発電量調整供給等を希望される場合には，当社の託送供給等約款その他の取扱いにより別途契約を結びます。

37 そ の 他

- (1) 当社は，必要に応じてお客さまから，連系された発電設備の年間運転計画，発電電力量等を提出していただきます。
- (2) この要綱に定めのない事項またはこの要綱によりがたい特別な事項については，託送供給等約款によるほか，お客さまと当社との協議によって定めます。

附 則

1 実 施 期 日

この要綱は、令和7年4月1日から実施いたします。

2 料金についての特別措置

- (1) お客さまが平成13年9月30日までに特別高圧電線路に連系された発電設備および平成17年9月30日までに高圧電線路に連系された発電設備については、当該発電設備を更新されない限り、本則の規定にかかわらずアンシラリーサービス料を申し受けません。
- (2) 太陽光発電設備、風力発電設備およびバイオガス発電設備については、当分の間、アンシラリーサービス料を申し受けません。

なお、バイオガス発電設備とは、家畜ふん尿等の北海道内のバイオマスから発酵メタンガスを製造し、当該メタンガスを専焼する発電設備等をいいます。

- (3) 連系契約の対象となる発電設備のうち、(1)または(2)に該当する発電設備がある場合のアンシラリーサービス契約容量は、原則として次の算式により算定いたします。

$$\text{アンシラリーサービス契約容量} = A - B - C \times \frac{A - B}{A}$$

A=14（料金）(2)でいう連系契約の対象となる発電設備の個々の定格出力の合計値

B=(1)または(2)に該当する発電設備の定格出力の合計値

C=14（料金）(2)イ、ロ、またはハによって差し引く値の合計値

3 発電設備の連系に係る特別措置

- (1) 高圧電線路に連系され、以下の場合に該当する発電設備について、発電者が当該発電設備に係る電気設備の変更や運転状態の変更を希望しないときは、原則として、当該発電設備が発電量調整供給契約に属しないことを前提とした当社との協議を省略できるものとし、当面の間、従前通り発電を継続できるものといたします。

イ 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第2条第5項に定められた特定契約（以下「特定契約」といいます。）に係る電気を発電している発電設備について、同法により定められた調達期間の満了にともなう特定契約の終了後、当社との受給契約等が締結されない場合、またはその他の電気事業者等との受給契約等が締結されないことにより、当該発電設備が発電量調整供給契約に属しないこととなった場合

ロ 再生可能エネルギー特別措置法第2条の2に定められた市場取引等（以下「市場取引等」といいます。）に係る電気を発電している発電設備について、交付期間中に市場取引等により再生可能エネルギー電気の供給を行なうことに支障が生じた場合において、当該支障が認定事業者の責めに帰することができないものとして経済産業省令で定めるものに該当し、当該発電設備が発電量調整供給契約に属さないこととなった場合

- (2) 再生可能エネルギー特別措置法により定められた調達期間の開始前に試運転を行なう発電設備について、試運転開始後、同法に基づく調達期間の開始までの間、電気事業者等との受給契約等が締結されないことにより、当該発電設備が発電量調整供給契約等に属さない場合、発電者が当該発電設備による発電を希望するときは、発電者は当社が指定する連系のための条件等を遵守したうえで発電するものとします。
- (3) (1)および(2)にともない発電者が当社の系統に供給した、受給契約等に基づいて受電する者の存しない電気について、発電者は当社に補償を求めないものといたします。
- (4) (1)および(2)により発電する場合であっても、発電者はいずれかの電気事業者と受給契約を締結する等により、適正な契約状態とするよう努めることとし、当社が必要と認めた場合は、当社の求めに応じ、12（技術要件等の遵守）によって必要となる措置として、当該発電設備が発電した電気が当社の系統に供給されないようにするための措置を講じるものといたします。
- (5) 当社に故意または過失がある場合を除き、(1)および(2)による発電ができなくなったことにより発電者に生じた損害について、当社は賠償の責めを負いません。